

要請書について（回答）

- 提出者：鳥取県社会保障推進協議会
- 受付日：令和 6 年 9 月 20 日
- 回答日：令和 6 年 10 月 22 日

1. 医療について

（国民健康保険制度について）

- ①国民健康保険料（税）は加入世帯の所得水準からすると、支払い能力を超えるほど高額となっています。その原因は国庫負担率の低下にあります。国に国庫負担引上を求めるとともに、自治体独自に基金の取り崩しや一般会計繰入などを検討し、保険料（税）の引き下げに努めてください。

【回答：保険年金課 Tel 22-8124】

令和3年度から令和5年度に新型コロナウイルス及び物価高の影響を考慮し、基金を活用して臨時的に保険料の引き下げを行いました。令和6年度には保険料率の引き下げ改定を行っています。被保険者の高齢化や医療の高度化等により一人あたりの医療費は年々増加しており、現時点で更なる国民健康保険料の引き下げは困難と考えています。

- ②令和5年度より、18歳以下の均等割の5割が軽減されています。子育て支援として考えた場合、10割軽減すべきと考えます。国に10割軽減とするよう求めるとともに、当面の間は自治体独自で10割軽減してください。

【回答：保険年金課 Tel 22-8124】

国へ子どもに係る均等割軽減の対象年齢や軽減割合の引き上げ等、制度の拡充を要望しています。国の基準以上の軽減につきましては、現在の国保制度では困難です。一般会計からの繰入による減免を市単独で行うことは、難しいと考えます。

- ③保険料（税）滞納者への対応に関しては、生活実態の把握に努め、短期保険証や資格証明書の発行、差押えなどの制裁はしないでください。
また、給付制限（国保ドック、限度額認定証、一部負担金減免制度など）を行っている場合は、とりやめてください。
保険料を滞納されている被保険者が資格証明書（窓口負担10割）の発行を受けている状態で、マイナ保険証を使って医療機関に受診した場合、保険適用として扱われるのか教えてください。また、滞納世帯の状況把握はどのようにされますか。

【回答：保険年金課 Tel 22-8124】

本市では、保険料滞納者への督促、催告、電話相談等、滞納者の実態を把握し、保険料の分割納付等の相談を行いながら、できる限り短期証や資格証明書の交付に至らないように努めています。

しかしながら、納付相談等にお越しいただけない等の場合には、保険料負担の公平性の観点から資格証明書を交付しています。

資格証明書対象者がマイナ保険証を使用して受診された場合、保険適用にはなりますが、一旦医療機関等の窓口で10割負担をしていただきます。

限度額認定証につきましては、滞納があっても、納付状況等により交付を行います。

国保ドックにつきましては、資格証対象世帯以外の方は受けていただくことができます。

一部負担金の減免は滞納の有無に関係なく行います。

- ④一部負担金の減免制度（国保法44条）の年間実績を教えてください。

制度の周知についても、行政や医療機関にポスター、チラシを置くなどして、強化してください。

【回答：保険年金課 Tel 22-8124】

令和5年度実績0件、令和6年度実績0件（10月4日現在）

国民健康保険法第44条第1項の規定に基づき、本市では倉吉市国民健康保険条例施行規則第6条において、一部負担金の減免を受けることができる被保険者を定めています。具体的な運用は、倉吉市国民健康保険一部負担金の徴収猶予及び減免に関する取扱要綱に定めております。

倉吉市ホームページへの掲載、保険年金課窓口にてチラシを配架することにより制度の周知を行っています。

（添付資料）倉吉市国民健康保険一部負担金の徴収猶予及び減免に関する取扱要綱

⑤コロナ特例の傷病手当をコロナ以外の傷病でも認め、恒常的な制度にしてください。対象者を被用者に限定せず、個人事業者やフリーランスにも適用してください。

【回答：保険年金課 Tel 22-8124】

新型コロナウイルス感染症に感染した被用者を対象とした傷病手当金については、国の財政支援の基準に沿った給付内容としております。

国の財政支援を受けることなく、市独自での傷病手当金の支給は困難と考えます。

傷病手当金につきましては、国の考え方に沿って制度化しております。市独自で対象者等を拡大することは今のところ考えておりません。

(無料低額診療事業・低所得者向け負担軽減の手立てについて)

①県中部地域では無料低額診療事業を行っている医療機関がありません。まずは公立病院において、無料低額診療事業などの低所得者向けの負担低減制度を検討・実施するよう、県に働きかけてください。

【回答：福祉課（福祉係） Tel 22-8118】

本市には無料定額診療事業を実施する医療機関がないため、利用実態の把握ができません。

2. 高齢者の医療・介護・くらしの支援について

(1) 後期高齢者医療

①後期高齢者の医療費窓口負担の2割化が2022年10月より実施されました。受診抑制につながっていないか実態をつかむとともに、2割負担を中止し元の負担割合に戻すことを国に求めてください。

【回答：保険年金課 Tel 22-8124】

少子高齢化が進み、団塊の世代が後期高齢者となることで、後期高齢者支援金の急増が見込まれ、若い世代は貯蓄も少なく住居費・教育費等の他の支出の負担も大きいという事情に鑑みると、負担能力のある方に可能な範囲でご負担いただくことにより、後期高齢者支援金の負担を軽減し、若い世代の保険料負担の上昇を少しでも減らしていくことはやむを得ないところもあると考えます。

なお、窓口負担割合の見直しの影響について、対象者の一人あたり医療費総額で3%程度、利用日数で2%程度の抑制があり、厚生労働省が制度改正時に見込んだ受診日数2.6%減少と同水準にとどまっています。(令6年8月30日厚生労働省発表)

(2) 介護保険

①高齢者の負担能力を超えている介護保険料を引き下げてください。国に財政負担を求めつつ、各自治体の施策によって介護保険料の引き下げを実現してください。現時点での基金の額を教えてください。

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

低所得者の介護保険料について、平成27年度から公費負担（国：1/2、県：1/4、市：1/4）による負担軽減を実施しています。令和元年10月の消費税10%への引き上げ時には、軽減率の引き上げとともに、対象をすべての非課税世帯の者に拡充しています。今後も、給付の適正化に取り組むとともに、保険料負担の増加抑制に取り組んでいきます。

また、令和5年度末現在における基金の額は、約5.3億円となっています。

②介護保険料および利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

低所得者への介護保険料の減免は、災害等特別事情による場合のほか、扶養親族がなく活用できる資産がない等一定の条件に該当する場合に、条例等に基づき行っています。また、新型コロナウイルス感染拡大の影響により事業等収入の減少があった場合にも、5類移行前の令和4年度まで規則に基づき減免を行っています。減免制度の適時適切な周知に取り組んでいきます。

③利用料2割負担の拡大、要介護1、2の保険給付はなしなど、必要な介護サービスが受けられないことにつながる見直しはしないよう国に求めてください。

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

介護サービス利用料等の負担が重く、必要な介護サービスが受けられないことがないよう、介護事業所および地域包括支援センター等と情報共有を図りながら、適時適切な対応に取り組んでいきます。

④水光熱費、物価の高騰を受けて、運営や経営に困難をきたしている介護事業所の状況をつかみ、必要な支援を行ってください。

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

介護事業所および地域包括支援センター等と情報共有を図るとともに、国や県と連携しながら、必要な支援を適時行うよう取り組んでいきます。

⑤訪問介護の報酬が引き下げられ、訪問介護事業所の経営悪化、人材確保に困難が生じるなど、事業の継続が危ぶまれる事業所が生まれています。訪問介護の報酬引き下げの撤回を国に求めてください。

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

訪問介護事業所および地域包括支援センター等の関係機関と情報共有を図りながら、適時適切な対応に取り組んでいきます。

⑥国に対して水光熱費、物価高騰を踏まえ介護報酬を大幅に引き上げること、その際は負担増によりサービス利用に支障が生じないよう利用者負担の軽減対策の強化をするように、要請してください。

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

安定的な介護サービス基盤の確保および利用者の負担増とならないよう、国や県と連携し、適時適切な対応に取り組んでいきます。

⑦国に対して、全額公費により、介護事業所に従事するすべての職員の給与を全産業平均まで早急に引き上げるよう要請してください。

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

安定的な介護サービス基盤が確保できるよう、国や県と連携し、適時適切な対応に取り組んでいきます。

(3) くらしの支援

①免許を返納する高齢者などの交通手段を保障し、閉じこもらない手立てを打ってください。

【回答：企画課 Tel 22-8161】

バス路線を中心とした公共交通の見直しについては、中部地域の誰もが利用しやすい公共交通体系の構築を目指して、中部1市4町やバス事業者等で組織している「鳥取県中部地域公共交通協議会」において中部地域公共交通計画（平成30年策定）及び中部地域公共交通利便増進計画（令和元年策定）を策定し、当該計画に基づく路線の見直し、再編を進めてきたところです。

現計画の期間が今年度末で終了することから、より利便性が高く持続可能な公共交通体系へのリ・デザイン（再構築）を目指し、令和7年度からの次期計画の策定に向けて、昨年11月から検討に着手しています。

ご要望をいただいた免許を返納された高齢の方をはじめ、障がいのある方や高校生などの移動を公共交通で支えることが「暮らしよし倉吉」の実現に必要な不可欠であると考えており、次期計画の検討にあたっては、この考えを念頭に置きながら、これまでに住民や高校生を対象としたアンケート調査等を実施してきました。

今後も引き続き、アンケート調査等で把握したご意見等を参考に誰もが利用しやすく持続可能な公共交通体系の再構築を目指して検討を進めていきますので、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

②公的年金制度の拡充を国に求めてください。

ア) マクロ経済スライドによる年金切り下げ中止。

イ) 全世代が安心できる年金制度の構築を求めるとともに、最低保障年金制度を創設すること

ウ) 年金の毎月支給を実施すること。

【回答：保険年金課 Tel 22-8124】

平成24年に国会に提出された、いわゆる「年金機能強化法案」に代わる福祉的な給付措置である年金生活者支援給付金制度が令和元年10月から施行され、所得の低い受給者への給付が行われています。また、平成29年8月1日から老齢年金を受け取るために必要な資格期間が25年から10年に短縮され、年金を受け取れる対象者が拡大されました。

現在、被用者保険の適用拡大をはじめとする年金制度改正が検討されており、動向を注視していきたいと思います。

3. 生活保護制度など低所得者施策について

- ①生活保護の相談・申請には、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づき、生活に困窮している人が気兼ねなく生活保護が受けられるように広報・周知し、適用してください。「申請書を渡さない」「就労支援を理由に生活保護の利用から論点をそらす」など、住人を追い返す、いわゆる「水際作戦」は行わないでください。

【回答：福祉課（生活保護係） Tel 22-8199】

生活保護制度については、市ホームページ上で「生活保護は国民の権利」である旨を明示してご案内しているほか、福祉事務所窓口で「生活保護のしおり」と保護申請書を配置し、どなたでも持ち帰り可能な状態としています。

保護の相談対応においては、相談者の状況をよく聴き取るとともに、保護のしおりを用いて保護の要件や受給中の権利義務等について説明しますが、これらについても、わかりやすくお伝えするよう努めています。また、保護の要件を満たさないと考えられる方についても、申請意思を示された場合は、申請書を交付することとしています。

- ②自動車保有や持ち家があるなどの場合でも、厚生労働省からは「弾力的な運用」で対応するよう通知が出されています。内容を周知するとともに柔軟な対応をお願いします。

【回答：福祉課（生活保護係） Tel 22-8199】

自動車保有については、制度上特別の要件に該当する場合以外には保有は認められないものの、就労により保護からの脱却が見込まれる方については、処分指導を保留する取扱いとしています。

持家についても、現に被保護者の方の居住用に供されている家屋・宅地については、最低限度の生活維持に必要なものとして保有を容認しています。

保護の相談時においては、「処分してからでないと申請ができない」等といった誤解を招かないよう丁寧な説明を行うこととしています。

- ③厚労省は「扶養照会」について、拒否する者の意向の尊重と、扶養照会を行うのは「扶養が期待できる場合」のみに限ることと、「問答集」で示しました。この内容の住民への周知と、窓口においてはこれに沿った運用をお願いします。

【回答：福祉課（生活保護係） Tel 22-8199】

扶養照会については、要保護者から扶養の可能性について聞き取りを行い、扶養義務履行が期待できない者については、扶養照会を行わないこととしています。厚労省通知により、その判断基準が明確化されていますので、引続き、個々の要保護者に寄り添った適切な対応に努めます。

- ④ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。また担当者の研修を充実させ、就労支援や生活指導を個別に丁寧に行うようにしてください。

【回答：福祉課（生活保護係） Tel 22-8199】

本市においては、きめ細やかな自立支援のため、国の基準以上にケースワーカーを配置しています。また、各種研修への参加等により、個々の職員の資質向上に努めています。

- ⑤燃料費や電気代の高騰が生活保護利用者を含む低所得者の生活に打撃を与えています。冬季は福祉灯油の継続と充実、夏季においても冷房費に対する助成制度の継続と充実をおこなってください。

【回答：福祉課（生活保護係） Tel 22-8199】

令和4年度から生活保護世帯を含む低所得世帯に対する光熱費助成金の支給を行っております。令和6年度においても、光熱費助成金の支給を4月及び7月に実施しました。

- ⑥エアコンを保持していない生活保護利用者や低所得者のエアコン設置への独自支援策を検討してください。

【回答：福祉課（生活保護係） Tel 22-8199】

生活保護世帯のうち、エアコン設置費支給の対象外となる世帯については、生活福祉資金等の貸付

制度活用の検討や家計のやりくり等に対する助言・相談を行いながら、最低限度の生活維持のための支援を行っていきます。

なお、低所得者全体への独自支援について、制度の新設は考えていません。

4. 子育て・進学支援などについて

- ①学校給食の無償化や家庭負担への直接支援を拡充してください。来年度も給食費の家庭負担が増えないようにしてください。あわせて給食の質と量の低下を防ぐよう国に要望するとともに財政措置をしてください。

また、学校給食に有機栽培のコメや野菜などを積極的に使い、地域の農業を支えてください。そのための財政的援助を農家にしてください。

【回答：学校給食センター Tel 28-3343】

学校給食の無償化については、全国市長会等を通じて国に要望しているところです。国の動向を注視しながら本市の取り組みを進めていきます。

現時点での本市の取り組みとしましては、食料品の相次ぐ値上げの影響を受ける中、令和4年度、令和5年度は「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用し、保護者の負担を増やさずことなく質を維持した給食の提供を継続しました。今年度は国の財政支援はありませんが、保護者負担軽減の対策について継続が必要と判断しました。そのため、1食あたりの経費は学校給食の質が維持できるように物価高騰の影響を考慮して増額していますが、保護者が負担される学校給食費は増額改定していません。来年度も保護者負担が増えないよう検討していきます。

その他、家庭負担の軽減策としましては、就学援助認定者のうち準要保護児童生徒の学校給食費は3分の2減免、同一世帯に学校給食を受ける児童又は生徒が3人以上いる場合には3人目以後の学校給食費を3割減免する第3子減免を実施しています。

そして、学校給食に有機栽培のコメや野菜などを使用することにつきましては、本市では日々約3,800食分の給食を小中学校に提供しており、その食材として使用するには収量の絶対数が不足していると考えますので、学校給食で取り扱うことは困難です。

本市は学校給食の食材については、倉吉産、次いで鳥取産と地域の農産物を積極的に使用する取り組みを継続しています。今後も地産地消を推進することで、地域の農業を支える取り組みに寄与していきます。

- ②18歳未満の医療費完全無料化は国の施策として実施するよう国に求めてください。また、厚生労働省は子ども医療費を無料化せず自己負担を設ける場合、来年度から交付金を加算すると自治体に通知しましたが、子育て支援政策を推進する国の方針に逆行する内容で、明らかに矛盾しています。撤回を国に求めてください。

【回答：保険年金課 Tel 22-8124】

特別医療制度は、県との共同事業で実施しており、鳥取県においては令和6年4月から各市町村一斉に小児医療費が無料となりました。

自治体間において、対象年齢や助成内容に格差が生じることがないように、全国一律の制度を国の責任において創設するよう中国市長会で要望しています。

また、窓口での自己負担を設けている自治体に交付金を加算する制度についても、子育て支援政策に逆行するものと考えますので、見直しを要望していきます。

- ③コロナ禍で、女性の貧困問題が深刻化しています。生理用品が買えない、或いは節約せざるを得ないという問題は、女性の健康にとって深刻な問題です。毎年、生理用品の予算措置をして、小中学校のトイレや公的施設のトイレに配備してください。

【回答：福祉課（福祉係） Tel 22-8118】

公共施設のトイレに生理用品を配備することは考えていません。

【回答：学校教育課 Tel 22-8166】

倉吉市内小中学校では、生理用品を保健室や職員室に常備しており、本当に必要な児童生徒に十分に届けるために養護教諭等に言えば渡すようにしています。なお、衛生面を考慮してトイレへの常備は行っておりません。

④子どもたちの命を守り、保育を充実させるために、国・自治体の責任を堅持・拡充して、保育・学童保育の基準・施策を抜本的に改善し、予算を増額してください。

1歳児の職員配置基準をはじめ、すべての年齢の配置基準をさらに改善してください。

保育所での完全給食を推進し、コメ代を保護者負担とせず、無償化してください。

保育所の3歳以上児の副食費を無償化し、3歳未満児の保育料無償化と合わせ、保育の完全無償化を国に求めてください。

●以上の内容について、国に対して強く要望してください。

【回答：子ども家庭課 Tel 22-8100】

国の『こども未来戦略』において、職員配置基準が改善されたところであり、さらなる改善については、保育士不足、確保が困難な状況下における民間事業者の意見も伺い、また、完全給食の推進、副食費及び3歳未満児の保育料無償化については、地方負担が市財政に与える影響も懸念されることから国の動向を注視し、内容等を含めて要望の要否を検討します。

⑤学童保育指導員の配置基準を、2015年の子ども・子育て支援新制度の「従うべき基準」に戻してください。

a) 1クラブ当たりの入所児童をおおむね40人以下とすること。

b) 1クラブ2人以上の指導員のうち、1名は有資格者とすること。

国に対して強く要望してください。

【回答：子ども家庭課 Tel 22-8100】

本市の『放課後児童健全育成事業』に関連する条例では、上記基準を定めて事業を実施しています。一方で、全国的には都市部を中心に支援員となる人材確保の困難性や利用児童の増加等を要因とした施設整備の課題があり、児童の受入、支援に支障がない範囲で柔軟に支援体制を整えることも必要かと考えます。

現下の状況において「従うべき基準」として強く要望することは、さらに待機児童が生じることも想定されることから慎重に判断し、検討します。

⑥就学援助について物価の高騰を加味した単価にしてください。就学援助の所得基準を上げ、より多くの家庭が受給できるようにしてください。

【回答：教育総務課 Tel 22-8165】

本市の就学援助については、学校教育法第19条に基づき、経済的理由によって就学が困難な児童生徒又は就学予定者の保護者に対して、就学に必要な援助を行っているところですが、給付単価及び認定基準については、国の基準に準じて給付を行っているところです。

単価及び認定基準の見直しについては、国基準の動向に注視しながら検討を進めていきます。

⑦高等教育無償化は日本政府も批准している国際人権規約で定められた国際基準です。学費の値下げ、無償化は大きな家計支援策でもあり、少子化対策です。国際条約である「高等教育無償化」を速やかに履行するよう、国に求めてください。また医療系学生の自治体独自の奨学金制度の充実と創設をしてください。

【回答：教育総務課 Tel 22-8165】

高等教育無償化については、市教育委員会の所管でないため、回答は控えさせていただきます。

奨学金制度について本市では、磯野長蔵記念三松奨学育英奨学金と倉吉市奨学資金の2つの奨学金貸与制度があり、いずれも大学、短期大学又は修業年限が2年以上の専修学校の専門課程に修学する者に対して、奨学金貸与を行っております。

この2つの奨学金貸付制度のもと毎年度6名程度の奨学金貸付の募集をしており、複数の方に活用していただける現行の貸与型奨学金制度を今後も継続する考えであり、医療系学生もこちらの奨学金制度を活用していただくことが可能ですので、現時点では医療系学生に特化した奨学金制度の創設は考えておりません。

5. マイナ保険証について

①マイナ保険証のトラブルが多発し、多くの患者や国民は不安を抱いています。また医療現場では個別の対応に時間を要し、業務が煩雑化しています。現行の健康保険証を残すよう国に要望してください。

【回答：保険年金課 Tel 22-8124】

マイナンバーカードの保険証利用については、国による促進が図られているところであり、今後も様々な機会を活用した、より利用しやすい環境づくりと制度の周知が必要と考えます。

今後も市報やホームページを通じて広く周知を行っていきます。

- ②厚労省通達では、マイナンバーカードに保険証を紐づけしていない方全員に資格確認書の送付を行うこととしています。資格確認書が必要な方に、確実に届くよう配慮をお願いします。

【回答：保険年金課 Tel 22-8124】

マイナンバーカードを所持していない人、保険証利用の登録をしていない人については、職権で資格確認書を交付します。

後期高齢者医療被保険者については、本年 12 月 2 日以降、暫定的な運用として新規加入者、券面情報に変更が生じた人及び保険証の再交付を申請する人には、マイナ保険証の保有状況にかかわらず資格確認書を職権で交付します。

要介護高齢者、障害者等の配慮が必要な人は、マイナ保険証を保有していても、申請により資格確認書を交付します。

6. 障がい者施策について

- ①支援の諸制度につながらず、障害を抱えて地域で過ごしている市民がいます。そうした方々の実態を把握し、行政の相談窓口の強化や民間・市民との連携を重視するとともに、地域での居場所づくりを積極的に行ってください。

- ②障がい者総合支援法に即して、支援活動に従事する事業所の活動援助に関わる施策を検討してください。

【回答：福祉課（福祉係） Tel 22-8118】

行政、地域、障がいのある人に関わる相談支援機関をはじめ、民生児童委員等と連携し、相談支援体制の充実に努めます。活動援助に関わる制度の新設は考えていません。

- ③障がい者支援事業所は、水光熱費、物価の高騰により運営、経営が困難となっています。実態調査を行い独自の支援を行ってください。

【回答：福祉課（福祉係） Tel 22-8118】

市は、障がい者支援事業所に対して、障害者総合支援法に基づくサービス報酬を支払っているところであり、物価高騰に対する独自の支援は考えていません。

倉吉市国民健康保険一部負担金の徴収猶予及び減免に関する取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、倉吉市国民健康保険条例施行規則（昭和63年倉吉市規則第2号。以下「規則」という。）第6条から第8条までに定めるもののほか、一部負担金の徴収猶予及び減免に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において「平均実月収額」とは、申請のあった日の属する月を含む前3か月間における当該世帯の世帯員の収入額を3で除した金額をいう。

2 この要綱において「基準生活額」とは、生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める生活保護基準のうち金銭給付を目的とする扶助で、一時扶助を除く生活、教育及び住宅の扶助の基準額の合計額をいう。ただし入院患者については生活扶助基準に換えて入院患者日用品費の額とする。

3 この要綱において「免除基準額」とは、基準生活額に1000分の1155（ただし、令和2年3月6日から令和2年9月30日までの間については870分の990とする。）を乗じた額をいい、「減額基準額」とは基準生活額に1.3を乗じた額をいい、「猶予基準額」とは基準生活額に1.4を乗じた額をいい、1円未満に端数が生じた場合は、これを切り上げる。

(猶予の要件)

第3条 市長は、被保険者の属する世帯が次の各号のいずれかに該当したことにより、一時的に生活が困難となった場合は、一部負担金の徴収を猶予することができる。

- (1) 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により死亡し、若しくは障がい者となり、又は資産に重大な損害を受けたとき。
- (2) 干ばつ、冷害等による農作物の不作、不漁、その他これらに類する理由により収入が著しく減少したとき。
- (3) 事業若しくは業務の休廃止、又は失業により収入が著しく減少したとき。
- (4) 前各号に掲げる事由に類すると市長が認めたとき。

2 前項における一時的に生活が困難となった場合とは、当該世帯の平均実月収額が、猶予基準以下で、かつ減額基準額を超える場合をいい、当該世帯を徴収猶予世帯とする。

(減額又は免除の要件)

第4条 市長は、被保険者の属する世帯が第3条第1項各号のいずれかに該当したことにより、その利用しうる資産能力の活用を図ったにもかかわらず、生活が著しく困難となった場合においては、一部負担金を減額又は免除することができる。

2 前項の規定による減額又は免除の基準は次に定めるところによる。ただし、被保険者の属する世帯の世帯員の預貯金総額が、基準生活額の3か月分に相当する額以下である場合に限る。

- (1) 平均実月収額が免除基準額以下の世帯を免除世帯とする。

(2) 平均実月収額が免除基準額を超え、減額基準額以下の世帯を減額世帯とする。

(減額又は免除する額の算定等)

第5条 免除世帯に属する被保険者の疾病又は負傷にかかる一部負担金は、全額免除するものとする。

2 減額世帯に属する被保険者の疾病又は負傷にかかる一部負担金は、次に定めるところによる。

(1) 平均実月収額が、減額基準額以下で、かつ基準生活額に1.2を乗じた額を超える場合は、当該一部負担金の50%を減額する。

(2) 平均実月収額が、基準生活額に1.2を乗じた額以下で、かつ免除基準額を超える場合は、当該一部負担金の80%を減額する。

3 前項の規定により1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

(申請書の提出)

第6条 一部負担金の徴収猶予又は減免の措置を受けようとする被保険者の属する世帯の世帯主は、あらかじめ市長に対し規則第7条の規定による申請書を保険医療機関等ごと（ただし、一保険医療機関等にあっても、入院と入院外に分けるものとする。）に区分して毎月提出しなければならない。ただし、急患、その他緊急やむを得ない特別の理由がある者は、当該申請書を提出することができるに至った後、直ちにこれを提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第1号から第3号までに定める書類は、初回の申請の際のみ要するものとする。

(1) 給与証明書（様式第1号）

(2) 給与外収入申告書（様式第2号）

(3) 申請理由を証明する資料

(4) 保険医療機関等に関する届出書（様式第3号）

(証明書の交付)

第7条 市長は、一部負担金の徴収猶予又は減免の決定をしたときは、速やかに申請者に対し規則第7条の規定による証明書を交付する。

2 一部負担金の徴収猶予又は減免の証明書の交付を受けた者が保険医療機関等で療養の給付を受けようとするときは、前項の証明書を被保険者証に添えて当該保険医療機関等に提出しなければならない。

(減額又は免除の期間)

第8条 一部負担金の減額又は免除の期間は、原則として3か月以内とする。ただし、当該世帯の生活状況等を勘案のうえ、再度の申請によりさらに3か月の範囲内で減額又は免除することができる。

(徴収猶予及び減免の始期)

第9条 一部負担金の徴収猶予及び減免等は、当該申請のあった日の属する月の初日以後に受け

た療養の給付に係る一部負担金から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年3月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年11月18日から施行し、平成28年10月21日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年3月6日から施行する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

給 与 証 明 書

年 月 日

住 所
事業主（雇主）名

㊤

次のとおり証明します。

氏 名		職名及び		
住 所		職務内容		
区 分		今 月 分	前 月 分	前々月分
勤 務 日 数		日	日	日
給与額	基本給	円	円	円
	日給（ 日分）			
	家族手当（ 人）			
	手当			
	手当			
	時間外手当			
	賞与			
	小計（イ）			
控除額	所得税			
	住民税			
	健康保険料			
	厚生年金保険料			
	失業保険			
	労働組合費			
	小計（ロ）			
差引受給額（イ）－（ロ）		円	円	円
摘要欄	1 給与の定例支給日 毎月（ 日） 2 次回の昇給（賞与）の予定年月日・金額 3 現物給与の品目数量（給与証明期間各月分） 4 その他（増加・減少の理由等）			

記入上の注意

この証明書は国民健康保険一部負担金減免・猶予の申請のため、世帯から倉吉市長あてに生活状況の申告がなされる場合に必要なものです。

摘要欄には、次回の昇給・賞与の見通し及び現物給与・支給額が著しく増加又は減少している月のときは、その理由等を記入してください。

給 与 外 収 入 申 告 書

年 月 日

世帯主 住 所
氏 名

印

次のとおり申告します。

1 事業の種類 _____

2 収入状況 (単位：円)

当 月 分	前 月 分	前々月分	平均月額

3 収入内訳（当 月分） (単位：円)

項 目	収 入 額	収入上の必要経費
内職収入		
林業及び農業収入		
事業収入		
財産収入		
恩給・年金・退職金・ 利子・配当・失業保険 等収入		
臨時収入及び貯金		
雑収入及びその他の 収入（仕送り等）		
計	(ア)	(イ)
	(ア) - (イ)	

4 無収入申告（収入のある方はこの欄に記入しないでください。）

（1）無収入になった理由（次に該当する事項を○で囲んでください。）

（ア）勤務先失業 （イ）事業の失敗 （ウ）世帯主又は働き手の死亡
（エ）子どもの養育のため就業できない
（オ）その他 （ ）

（2）支出のうち家賃・地代等の住居費 _____ 円

（3）大学・高等学校の学生・生徒のいる者は、その学校名及び学年

（注意点）この申告事実が虚偽であって、倉吉市国民健康保険条例施行規則による一部負担金の減免又は徴収猶予を受けた場合は、徴収をまぬがれた金額及び過料を徴収する場合がありますのでご注意ください。

様式第 3 号（第 6 条関係）

保険医療機関等に関する届出書

年 月 日

世帯主 住所
氏名

記 号		番 号	
世 帯 主 氏 名		療養を受ける被保険者氏名	世帯主との 続 柄
		(年 月 日生)	
保険医療 機関名		期間	年 月 日 から 年 月 日 まで (日間)
傷病名及び 状況		入院・外来	

※この届出書は、月ごと、被保険者ごと、保険医療機関ごとに必要です。

※この届出書に基づいて、届出書ごとに証明書が交付されます。